

1. 件名:ニュークリア・デベロップメント株式会社の保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時:令和2年9月14日(月)14:30~16:00

3. 場所:原子力規制庁10階南会議室 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部研究炉等審査部門

菅原企画調査官、田村管理官補佐、本多主任安全審査官、堀内安全審査官、
真田係長

ニュークリア・デベロップメント株式会社 原子力3S統括者 他8名

5. 要旨

(1)ニュークリア・デベロップメント株式会社(以下「NDC」という。)より、今後、品質管理体制の整備及び検査制度の見直しに係る保安規定変更認可申請を予定しているところ、申請に先立ち以下の説明があった。

○品質管理体制の整備については、「品質管理基準規則及びその解釈」に基づき、「保安品質マネジメント計画」として、保安規定に規定する。

○検査制度の見直しに伴い、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」に基づき、「施設管理計画」として、保安規定に規定する。

○申請書は、従来のように新旧対照表を作成して、申請することを考えている。

(2)原子力規制庁から、以下の点について伝えた。

○審査においては、審査基準に照らして、審査を行うことになるが、今回の法令改正に伴い、審査基準も改正しているので、適合性を確認の上、9月末までに申請すること。

(3)NDCから、承知した旨の発言があった。

6 資料

なし

以上